

平成30年第4回  
上小阿仁村議会定例会  
会 議 録

平成30年 9月 3日 (開会)

平成30年 9月13日 (閉会)

## 日程第5 議案第1号から日程第12 議案第8号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第5 議案第1号 平成29年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第12 議案第8号 平成29年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 別冊になっております平成29年度の各会計歳入歳出決算書の方をお開き願いたいと思います。

2ページ、3ページをお願いします。

議案第1号の一般会計から、議案第8号までの各会計の歳入歳出決算の認定の議案となりますが、詳細の説明につきましては、常任委員会の決算審査において、各担当課長が行いますので、ご覧いただいております各会計別歳入歳出決算総括表で説明させていただきます。

議案第1号 平成29年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額31億7,523万9,770円。歳出決算額30億7,453万399円。差引残額1億70万9,371円であります。このうち繰越明許費繰越額が946万9,000円であり、実質収支は9,124万371円でございます。

次に議案第2号 国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。総括表の上から順番に各会計毎に説明していきます。

国民健康保険につきましては、歳入決算額4億3,704万5,350円でございます。歳出決算額4億3,698万8,481円。差引残額5万6,869円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は残額と同額でございます。

次に議案第3号 国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額1億841万463円。歳出決算額1億841万463円で、同額であり差引残額0円であります。繰越明許費、繰越額等ありませんので、実質収支額は0円でございます。

次に議案第4号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額8,027万7,942円。歳出決算額7,735万5,253円。差引残額290万2,689円であります。繰越明許費、繰越額はありませぬので、実質収支額は残額と同額でございます。

次に議案第5号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額6,534万4,123円。歳出決算額6,258万1,993円、差引残額276万2,130円あります。繰越明許費、繰越額はありませぬので、実質収支額は残額

と同額でございます。

次に議案第6号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額4,683万4,377円。歳出決算額4,265万1,697円、差引残額418万2,680円であります。繰越明許費、繰越額はありませので、実質収支額も残額と同額でございます。

次に議案第7号 介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額5億4,677万2,832円。歳出決算額5億2,633万8,658円、差引残額2,043万4,174円であります。繰越明許費、繰越額はありませので、実質収支額は残額と同額でございます。

次に議案第8号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額3,813万5,297円。歳出決算額3,813万5,297円。差引残額0であります。繰越明許費、繰越額等ありませので、実質収支額は0でございます。

次に、決算書の281ページをお願いします。

財産に関する調書についてご説明させていただきます。

内容につきましては282、283ページをお願いします。

各財産の種別に前年度末現在高、年度中の増減高、年度末現在の残高を記載しております。

1番 公有財産でございます。

(1) は、土地及び建物でございます。村が所有する土地及び建物の面積であります。その他の施設の木造述べ面積が1,297㎡の増となっております。これは小阿仁地域によるものでございます。また、その他の施設の非木造建築物の延べ面積が2,662㎡の減となっております。これにつきましては旧給食センターの解体と杉風荘の譲渡によるものでございます。

284ページをお願いします。

(2) 山林でございます。これについて、面積、立木推定蓄積量となっております。面積につきましては、増減がございませでした。立木の推定蓄積量につきましては、成長による増と、伐採による減があり、差引で5,822㎡の増と推定しております。

(3) の有価証券でございます。これにつきましては増減がございませでした。

286ページ、287ページをお願いします。

物品の車両の異動になってございます。これにつきましては、杉風荘の車両2台を譲渡した他は、1台が更新で1台が管理不能の変更があったということでございます。

288ページをお願いします。

債権についてでございます。

これにつきましては、奨学金の貸付金になります。70万8,000円の減で、年度末残高が2,928万9,000円となっております。

(4) 基金でございます。

これにつきましては、年度中に取り崩し、積立がありまして、合計で、積立が2億8,971万7,000円、取り崩しが1億3,211万5,000円で、年度末の決算高が42億5,006万8,000円となっております。

なお、決算書の資料といたしまして、別冊で配布させていただいております主要施策の成果と予算の執行実績報告書の2ページから19ページまでが決算額の説明でございます。

それから37ページから140ページにかけては、18年度から29年度までの各決算の推移について、それから141ページから147ページについては地方債の状況についての説明をしております。

今後の審議の際に主要成果の方もご覧いただければと思っております。

説明については以上でございます。

## 監査報告

○議長（小林信） ここで代表監査委員の監査報告を求めます。鈴木孝明監査委員。

（鈴木孝明監査委員 登壇）

○監査委員（鈴木孝明） それでは、決算審査意見書の1ページをお開きください。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成29年度上小阿仁村一般会計、他7会計の歳入歳出決算並びに関係書帳簿、証書類を審査した結果、下記のとおり審査意見書のとおり報告をいたします。

1. 審査期間 平成30年7月26日から8月2日までの5日間でございます。

2. 審査対象 下記の一般会計と特別会計であります。

3. 総括意見 各会計歳入歳出決算に係る証書類等について、平成30年7月26日から8月2日までの5日間、帳票並びに証書類と照合し、審査した結果、収支とも全て正確で正当と認めます。なお、審査の結果の詳細は、次のとおりです。2ページをお開きください。

4. 一般会計

(1) 財政の推移

(イ) 平成29年度一般会計決算歳入総額31億7,524万円。歳出総額30億7,453万円であり、歳入歳出差引額は1億71万円となっておりますが、繰越財源が946万9,000円で、差引実質収支額は9,124万1,000円となっております。

なお、単年度収支がマイナス 2,581 万 2,000 円で、積立金 8,893 万円。積立金取崩額 1 億 189 万 5,000 円を調整すると、実質単年度収支はマイナス 3,877 万 7,000 円の決算になります。

(ロ) 決算規模を前年度と比較すると、歳入では 6 億 1,170 万 9,000 円。歳出では 6 億 2,973 万円と共に増額となり、前年対比では、歳入で 123.9%、歳出で 125.8%と、未来づくり協働プログラム事業等により、前年度を上回る決算額となっております。

## (2) 財政収支の状況

平成 29 年度における歳入歳出の状況は、次表のとおりですので、後ほどご覧になってください。

3 ページに移ります。

## (3) 財政運営の状況

(イ) 歳入 経常的収入のうち一般財源は 16 億 2,210 万 7,000 円であり、歳入総額の 51.1%で、前年度より 8,499 万 8,000 円の減となっております。その主なるものは、地方交付税の減額によるものです。

(ロ) 歳出 経常的な歳出のうち、一般財源は 15 億 1,915 万 1,000 円で、歳出総額に占める割合は 49.4%となっております。また、経常収支比率は 90.3%で、前年度より 10.5 ポイント増となっております。

## (4) 収入未済状況

平成 29 年度収入未済額は、総額 2,340 万 2,000 円で、調定額の 0.73%です。

村税未収金総額は、1,008 万 9,000 円で、前年度より 116 万 2,000 円減っており、村税総額の調定額に対する収納率は 93.9%で、前年度より 0.5 ポイント高くなっております。また、現年度分の収納率は、村民税 98.5%、固定資産税 97.5%、全体的には 98.1%であり、同じく滞納繰越分についても、調停額に対する収納率は 29.1%、徴収額は 327 万 1,000 円で収納率、金額とも前年度を上回っています。

滞納者は長年にわたり固定化しており、今後においては顧問弁護士等と相談し、法的措置を講ずるよう特段の努力を強く要望します。

住宅使用料の滞納は 13 人で、現年度分 90 万 3,000 円、過年度分 773 万 3,400 円であり、滞納者が年々増加しております。村税同様、他市町村の事例も参考にしながら、退居措置を含めた改善が必要であり、早急に解消対策をお願いします。

また、保証人をはじめ、返還を伴う貸付金等については、十分審査の上対応するよう要望します。

次のページをお開きください。収入未済額の推移は、次表のとおりですので、後ほどご覧になってください。

## (5) 公債費

平成 29 年度の公債費は 2 億 1,324 万 9,000 円で、長期債に対する元金・利子は、

前年度より 1,716 万 9,000 円減っております。また、公債費比率は 2.5%で、前年度より 0.5 ポイント下回っております。公債比率の推移は、次表のとおりですので、後ほどご覧になってください。

#### (6) 投資事業

平成 29 年度の投資的経費の決算額は 8 億 5,444 万 5,000 円で、うち建設事業費 8 億 4,794 万円、災害復旧費が 650 万 5,000 円となっており、歳出に占める割合は 27.8%で、前年より 16.1 ポイント上回っております。

また、投資的経費に充当された一般財源が 1 億 1,439 万 1,000 円、前年度比マイナス 1,133 万 3,000 円の減となっております。

#### (7) 不納欠損処分

平成 29 年度の不納欠損処分の額は、村民税が平成 18 年度分、平成 24 年度分、平成 27 年度分 21 万 1,511 円。固定資産税が、平成 24 年度分 88 万 7,325 円と現年度分 13 万 1,000 円。軽自動車税が、平成 19 年度分と平成 24 年度分で 1 万 900 円です。

不納欠損の理由及び手続きについては、村の徴収金処分審査委員会で審査されているようですが、その殆が時効によるものでした。今後は、事前の対応強化に努めるなど、税負担の公平性を欠くことがないような取り組みを期待します。

年度別の不納欠損の推移は次表のとおりですのでご覧になってください。

#### (8) 不用額

平成 29 年度分の不用額は、総額 9,767 万 3,000 円で、前年度よりマイナス 4,870 万 9,000 円減ってはいるものの多額となっております。これは、各課全般に共通するもので、職員の資質改善が不可欠であり、予算の承認を求めた議会に対する信義とともに、予算執行に係る総合牽制の観点からも多額の不用額が想定される場合には、決算見込みがある程度確定したあと、速やかに減額補正すべきと考えます。

#### (9) 基金の管理運用

年度当初における基金総額は 40 億 9,246 万 6,000 円、年度中の積立金 2 億 8,971 万 7,000 円。取崩額 1 億 3,211 万 5,000 円により、29 年度末では 42 億 5,006 万 8,000 円となり、1 億 5,760 万 2,000 円の増です。

### 5. 特別会計

平成 29 年度各会計の歳入総額は 13 億 2,281 万 9,000 円、歳出総額 12 億 9,248 万 1,000 円の決算となっております

次の 6 ページをお開きください。

各会計の収支状況は次表のとおりですので、後ほどご覧になってください。

次からの特別会計については、先ほど概要説明がありましたので、説明を割愛させていただきます。

次に8ページをお開きください。

下段の6、決算審査の総評であります。

一般会計及び特別会計を通じ、その計数に誤りはなく、証拠書類は適切に処理され妥当と認めます。

歳入については、地方交付税 47.9%、国県支出金 15.6%、村債 15.0%で歳入総額の 78.5%を占め、自主財源が乏しく厳しい財政状況です。

滞納者は村税、国保税、住宅使用料、農業集落排水使用料、介護保険料とも長年にわたり固定化しているため、前段で申し上げたとおり、その対策を至急講じてください。

国内の景気は回復傾向にあると報じられておりますが、それも当地域では実感がなく、景気は依然として低迷、生産人口や生産額も年々減少傾向にありますので、財源確保のためなお一層の努力を望むところです。

經常収支比率は 90.3%と財政構造の指標比率の概ね 70~80%が相当であるとの範囲を超えております。今後の厳しさを考慮すると、経費の節減はもちろんのこと、行政の簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって健全な財政の維持確立を図られることを望みます。

なお、各課の指摘事項につきましては、それぞれ決算報告で申し上げておりますので、今後において、その対処方法につきましては、常任委員会に報告願います。

次の10ページをお開きください。

## 平成29年度上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律による監査を実施しましたので、下記のとおり報告いたします。

### 1. 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

### 2. 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### (2) 個別意見

①実質赤字比率については黒字で、早期健全化基準の実質赤字比率 15%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

②連結実質赤字比率については黒字で、早期健全化基準の連結実質赤字比率 20%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

③実質公債費比率については5.4%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

④将来負担比率については、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

(3) 改善を要する事項

法非適用企業3会計については、独立採算性の基本原則を踏まえ、一般会計からの繰入金を解消するよう努力が必要である。

次12ページをお願いします。

平成29年度簡易水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したものです。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

資金不足がなく、経営健全化基準の20.00%と比較すると、なお良好な状態にあると認められる。

(3) 改善を要する事項

一般会計からの繰入金を解消する努力が必要である。

次の13ページの平成29年度農業集落排水事業会計と、14ページの下水道事業につきましては、ただいまの12ページの簡易水道事業会計と同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

審査報告は、以上であります。

○議長（小林信） これより総括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号から議案第8号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第13 議案第9号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第13 議案第9号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 予算関係議案の方をお願いします。1ページをお開き願います。

議案第9号 平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算についてでございます。

平成30年度上小阿仁村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,895万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,553万円とするものでございます。

4ページをお願いします。

地方債補正の補正でございます。

起債の目的

1. 臨時財政対策債、これにつきましては発行可能額の確定による2,600万円の増で5,900万円としてございます。

2. 災害復旧事業債 公共土木災害復旧1箇所分120万円を追加してございます。8ページ、9ページをお願いします。歳入の主なものでございます。

8款地方特例交付金 1項地方特例交付金 1目地方特例交付金1万5,000円の減額でございます。額の確定によるものでございます。

9款地方交付税 1項地方交付税 1目地方交付税 1節地方交付税298万7,000円の追加でございます。地方交付税の額の確定によるものでございます。

13款国庫支出金 1項国庫負担金 3目災害復旧費国庫負担金481万7,000円の追加でございます。これにつきましては、農地農業用施設災害復旧費の負担金でございまして、水田1箇所、農道1箇所の災害復旧費の追加でございます。239万7,000円の追加でございます。

10ページ、11ページをお願いします。

同じく2節公共土木施設災害復旧費負担金242万円の現年災の復旧事業費で、南沢4号線の復旧費でございます。242万円でございます。

12、13ページをお願いします。

18款繰越金 1項繰越金 1目繰越金6,124万1,000円の追加でございます。1節繰越金6,124万1,000円、29年度決算によるものでございます。

20款村債 1項村債 3目臨時財政対策債1,600万円の追加、これにつきましては臨時財政対策債発行可能額の確定による追加でございます。4目災害復旧事業債120万円の追加でございます。3節公共土木施設災害復旧事業費、これは公共土木災害復旧費1箇所、南沢4号線の120万円の起債の追加でございます。

次の14、15ページをお願いします。歳出でございます。

2款総務費 1項総務管理費 15目財政調整基金7,078万円の追加でございます。25節積立金、これは財政調整基金積立金として、今回の補正の余剰金と繰越金の半分を積み立てるものでございます。

16、17 ページをお願いします。

7 款商工費 1 項商工費 2 目観光費 191 万 5,000 円の追加でございます。  
19 節負担金補助及び交付金、内容につきましては地域連携DMO形成事業費追加の事業費分でございます。全体事業費の2%を負担するものでございます。

8 款土木費 2 項道路橋りょう費 1 目道路維持費 150 万円の追加でございます。  
15 節工事請負費で村道の補修工事でございます。この間の大雨によります中茂の藤沢中茂線、それから森ノ下線の道路補修ということでございます。

18、19 ページをお願いします。

11 款災害復旧費 1 項農林施設災害復旧費 1 目農地農業用施設災害復旧費 566 万円の追加でございます。これにつきましては、主に 15 節工事請負費の 419 万 6,000 円でございます。農道 1 箇所、農地 1 箇所の災害復旧工事費でございます。同じく 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目公共土木施設災害復旧費 529 万 1,000 円の追加でございます。これも主に 15 節の工事請負費でございます。現年発生 of 災害復旧費、南沢 4 号線の復旧費でございます。471 万 8,000 円でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 9 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 14 議案第 10 号から日程 18 議案第 14 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 14 議案第 10 号 平成 30 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算についての件から、日程第 18 議案第 14 号 平成 30 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算についての件まで、5 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 同じく予算関係議案の 21 ページをお開きください。

議案第 10 号 平成 30 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

平成 30 年度上小阿仁村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 226 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5,970 万 6,000 円とするものでございます。

28 ページ、29 ページをお開きください。歳入でございます。

3 款県支出金 1 項県補助金 1 目保険給付費等交付金 27 万円の追加でございます。2 節特別交付金としまして、法改正に伴います国保ラインシステムの改修費の補助金として、特別調整交付金を追加するものでございます。

5 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 194 万 2,000 円。平成 29 年度決算による療養給付費負担金返還金等の財源として、財政調整基金を繰り入れするものでございます。

6 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 5 万 5,000 円の追加でございます。29 年度決算による額の確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 27 万円の追加です。コンピューター補修委託料として、法改正に伴う国保ラインシステムの改修費を追加するものでございます。

8 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金 199 万 7,000 円の追加であります。療養給付費等負担金について、29 年度の決算に伴います実績による返還額が確定しましたので、予算計上するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小林信） 続いてお願いします。建設課長。

○建設課長（大沢寿） 引き続き 33 ページをご覧くださいと思います。

議案第 11 号 平成 30 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算。

平成 30 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 500 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,091 万 4,000 円とするものでございます。

40、41 ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 款繰入金 1 項繰入金 2 目基金繰入金 209 万 9,000 円でございます。これは基金の繰入金でございます。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 290 万 1,000 円、これは前年度の繰越金でございます。

次の 42、43 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費 1 項簡易水道管理費 1 目統合地区管理費 400 万円の追加でございます。11 節需用費、修繕料として 254 万 8,000 円。25 節積立金 145 万 2,000 円の追加でございます。

3 款予備費 1 項予備費 1 目予備費、これは 100 万円の追加でございます。

45 ページをお開きください。

議案第 12 号 平成 30 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算でございます。

平成 30 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 276 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,311 万 9,000 円とするものでございます。

52、53 ページをお開きください。歳入でございます。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 276 万 1,000 円。前年度の繰越金でございます。

次の 54、55 ページをお開きください。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 2 目施設管理費 276 万 1,000 円の追加でございます。基金積立金の追加でございます。

57 ページをお開きください。

議案第 13 号 平成 30 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算。

平成 30 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 418 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,183 万 8,000 円とするものでございます。

64、65 ページをお開きください。歳入でございます。

3 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 418 万 1,000 円の追加でございます。繰越金でございます。

次の 66、67 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 2 目施設管理費 418 万 1,000 円の追加でございます。積立金 418 万 1,000 円の積立でございます。

○議長（小林信） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（加藤浩二） 69 ページをお開きください。

議案第 14 号 平成 30 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）でございます。

平成 30 年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,184 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 9,519 万 8,000 円とす

るものであります。

76 ページ、77 ページをご覧ください。歳入でございます。

3 款国庫支出金 1 目介護給付費負担金 34 万円の追加から、7 款繰入金 1 目介護給付費繰入金の 21 万 3,000 円の追加までは、歳出におきまして介護予防サービス給付費を追加することに伴いまして、財源としてそれぞれ計上するものでございます。

7 款 5 目低所得者保険料軽減繰入金は 1 万 7,000 円の追加ですが、平成 29 年度決算による額の確定によるものでございます。

次のページお願いいたします。

8 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 2,043 万 4,000 円の追加でございます。前年度繰越金の額確定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款保険給付費 2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費 170 万 4,000 円の追加でございます。実績見込み額は、当初の見込みよりも増額するというので追加をするものでございます。

4 款基金積立金 1 項 1 目財政調整基金積立金 858 万 1,000 円の追加でございます。29 年度決算による額を確定したものでございます。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目償還金 1,155 万 5,000 円の追加でございます。償還金としまして介護給付費等の返還金が、平成 29 年度決算により額を確定したものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 10 号から議案第 14 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 19 議案第 15 号 上程・付託

○議長（小林信） 日程第 19 議案第 15 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（小林博隆） 定例会提出議案の方をお願いします。9 ページをお開きください。

議案第 15 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を、別記のとおり提出するも

のでございます。

提案理由でございます。

村における医師の確保という特殊性に伴い医師の定年を引き上げるため、この条例案を提出するものでございます。

10 ページをお願いします。条例改正の内容でございます。

現在の定年 75 歳を 80 歳に、定年による退職後、特例期間 5 年を 3 年に改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 10 号は総務産業常任委員会に付託いたします。

#### 日程第 20 議案第 16 号 上程・採決

○議長（小林信） 日程第 20 議案第 16 号 平成 30 年度上小阿仁橋撤去工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（大沢寿） 同じく 11 ページをご覧くださいと思います。

議案第 16 号 平成 30 年度上小阿仁橋撤去工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、平成 30 年度上小阿仁橋撤去工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、

1. 契約の目的 平成 30 年度上小阿仁橋撤去工事請負
2. 契約の方法 入札不調による随意契約
3. 契約の金額 金 9,504 万円（内消費税相当額 704 万円）
4. 契約の相手方 秋田県北秋田市米内沢字倉ノ沢出口 5 ノ 1  
秋田土建株式会社 代表取締役 北林一成

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。4 番、佐藤真二君。

○4 番（佐藤真二） 工事契約の仮契約書に対しての、金額に対しては入札とかではありませんけれども、皆さんに出されてはおりませんが、議運の時に入札調書を出されております。

それを見て、前に村長に質問したのですけれども、当時、建設課長、おりませんので、結局、再入札をして、また随意契約をしております。

これの予算を組んだはずなのです。それほど最近の計算でやっているかと思えます。2年も3年も前に予算を組んでいるのであれば、その設計単価がきつということがあると思えますけれども、今年になって設計を組んでいるのにもかわらず、不落になっていると。2回やって不落になっている。

これ業者さんと話し合いをして予算内に収めています。ということは、設計の方がおかしいのでしょうか。それとも予算がないので無理してお願いしているのですか。

○議長（小林信） 建設課長。

○建設課長（大沢寿） お答えいたします。この工事につきましては、特殊な工事といたしますか、なかなか基準書が、決まった基準書ないというものがございまして、基本的に方法と見積りで行われております。業者さんの方にも協議をしたわけですがけれども、やはり、なかなか基準がないので金額を算定するのに非常に難しかったということでございます。

ただ、話し合いの結果、この価格でも大丈夫だということございまして、2回の入札で不落になったわけですがけれども、最初の業者とお話し合いの上、随意契約という形でやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（小林信） 4番、佐藤真二君。

○4番（佐藤真二） そうすれば、だいたい今の話は分かりました。結局設計がない。見積りで業者の方に見積りで予算を組んだでしょうけれども、今回、入札に入った方々は、きつということ随契約になったと思えます。

もう一つ確認したいのは、これ全部上小阿仁村の業者が、村内の業者が入っておりません。これはなぜでしょうか。

○議長（小林信） 建設課長。

○建設課長（大沢寿） 村の要綱によりますと、4,000万円以上の工事につきましては、県のA級というものになりますので、A級工事の業種をもっている業者が村内にいないということで、近隣の業者ということで指名させていただきました。

○議長（小林信） 4番、佐藤真二君。

○4番（佐藤真二） 今、建設課長から説明いただきまして分かりました。

これは村長にお願いしたいのですけれども、どうしても、地元業者、これから村が解体するものがドンドン増えていきます。やはり、そういうのであれば村の業者が対象にならないような要綱は、将来、変えて欲しいと思えます。昨年から見ますと、村のものを解体しなければならないのに、村外業者が頻りにみられます。やはり、業者の育成をするためにも、もし村に合わない要綱であれば変えていっていただきたいと思えます。そこのところをよろしく願います。

○議長（小林信） 他に質疑ありますか。1番、伊藤秀明君。

○1番（伊藤秀明） 今、佐藤議員が言ったことに関連してですけれども、要綱が4,000万円とか2,000万円とかいって、2つしか、なくなってしまったのです。ですから、昔は何企業を集めて企業体でやったこともありますので、やっぱり、その要綱を基に戻すなど、そういう村内の業者に利用させるような要綱にしてくださいようお願いします。

○議長（小林信） 答弁、もらいますか。はい、村長。

（小林悦次村長 登壇）

○村長（小林悦次） 要綱等については、村の状況に合った形、そして、工事等ができるような内容であるかを再度確認させていただいて、昔、JV等もありましたので、そういうことが可能なかどうかを、再度、検討させていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（小林信） 他にありませんか。1番。

○1番（伊藤秀明） それともう一つ、建設課長にお願いしたいのですけれども、特殊工事でなかなか見積もってくれる業者がいなくて、難しいとかという話でしたけれども、できれば、1社だけでなく、お金はかかってもいいですから、もう少しきちっとした業者に見積りをお願いするなど、せつかくの公共事業ですので、不落にならないように努力も必要だと思いますので、特別、そこもひとつ検討してみてください。

○議長（小林信） 1番、ご意見ですか、質問ですか。ご意見。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 暫時休憩します。

15時23分 休憩

15時25分 再開

○議長（小林信） 再開いたします。

○議長（小林信） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

○議長（小林信） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第16号採決

○議長（小林信） 議案第16号 平成30年度上小阿仁橋撤去工事請負契約の締

結についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林信) 異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

○議長(小林信) 日程第21 陳情の件を議題いたします。本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

## 散 会

○議長(小林信) 以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さんです。

15時27分 散会